

総行給第29号  
総行女第12号  
令和5年6月9日

各都道府県知事  
各政令指定都市市長  
各人事委員会委員長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長  
(公印省略)

地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）の公布については、令和5年5月8日付総行行第191号・総行給第23号総務大臣通知（以下「公布通知」という。）によりお知らせしたところですが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっては、公布通知により通知した事項のほか、下記の特に運用に当たって留意すべき事項を踏まえ、改正法の施行に遺漏のないよう必要な対応を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

## 第1 改正法の趣旨等

### 1 改正法の趣旨

平成29年の地方公務員法及び地方自治法の改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設され、期末手当の支給が可能となった一方で、勤勉手当の支給については、勤勉手当の支給実績が広がっていない国の非常勤職員の取扱いとの均衡や各地方公共団体における期末手当の定着状況等を踏まえた上での検討課題とされた。

その後、国の非常勤職員においては、令和3年度までの間に、対象となる職員に勤勉手当が支給されていること、また、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とするものであること。

また、改正法は、令和6年4月1日から施行されるものであること。

### 2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

パートタイムの会計年度任用職員については、令和6年度から、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。

フルタイムの会計年度任用職員については、地方自治法上、給料、旅費及び同法第204条第2項に規定する手当の支給対象とされており、同項には勤勉手当も規定されているところであるが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給は上記のとおり検討課題とされたことを踏まえ、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について（通知）」（平成30年10月18日付総行公第135号・総行給第49号・総行女第17号・総行福第211号・総行安第48号総務省自治行政局公務員部長通知）等により通知。以下「マニュアル」という。）において、勤勉手当については支給しないことを基本としてきた。

改正法において、パートタイムの会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることにあわせ、令和6年度から、フルタイムの会計年度任用職員についても、対象となる職員に、勤勉手当を適切に支給すべきものであること。

## 第2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての基本的な考え方

会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給にあたっての期間率や成績率の取扱い等、具体的な支給方法については、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえ

て定める必要があり、成績率については、人事評価の結果を適切に反映する必要があること。

また、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する一方で給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。

### 第3 会計年度任用職員に対する人事評価の実施

人事評価の対象は、地方公務員法上、任期の長短にかかわらず、あるいは、フルタイムかパートタイムかにかかわらず、会計年度任用職員も含めたすべての職員が対象であり、職員の執務について、定期的に人事評価を行わなければならないものとされていること。

具体的な人事評価の実施方法等については、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について（通知）」（平成26年8月15日付総行公第67号・総行経第41号総務省自治行政局長通知）及びマニュアルを参考にされたいこと。

### 第4 その他

公布通知及び本通知でお知らせした事項のほか、改正法の運用上の留意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項について、マニュアルを別紙のとおり改正すること。